

道路整備財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、その整備をより一層推進することは、活力ある地域社会や安全で快適な国民生活を実現する上で必要不可欠である。

とりわけ、地方においては、都市間の距離が長く、自動車交通への依存度が高い地域でありながら、道路整備が立ちおけている状況にあり、雪国における生活の安定確保と地域振興を図るため、救急医療や災害対応及び冬期の道路交通対策などが喫緊の課題となっている。

このため、秋田市及び周辺地域においては、高規格幹線道路の日本海沿岸東北自動車道を初め、国道7号下浜道路、国道13号河辺拡幅などの骨格道路網の整備と、県道、市町村道に至る体系的なネットワークの形成が急務となっている。

しかし、次期通常国会における議論の結果によっては、道路特定財源収入が減少し、本市における道路整備や管理に必要な十分な予算を充当することができなくなり、産業の振興や市民生活に重大な影響を与えることが懸念される。

また、本市での道路整備は、地方道路整備臨時交付金制度によるところが大きく、この制度が廃止された場合、道路整備が後退することは自明であり、地域間の連携・交流や活力ある地域づくりが大きく後退することになる。

よって、国においては、地方における道路整備の重要性を深く認識され、必要な道路整備予算と財源の確保並びに地方道路整備臨時交付金制度の継続と拡充を行い、今後とも計画的かつ着実に道路整備を推進できるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月25日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	福	田	康	夫	様	
財務大臣	額	賀	福	志	郎	様
国土交通大臣	冬	柴	鐵	三	様	
衆議院議長	河	野	洋	平	様	
参議院議長	江	田	五	月	様	